

高齢者補聴器購入助成金

(高齢者保健福祉用具
給付事業)

家族や友人との会話、聞き返すことが増えていませんか？
焼津市があなたの「聞こえ」をサポートをします！
補聴器購入の助成金をご活用ください。



～対象者～ ①～③の全てに当てはまる方

① 65歳以上の焼津市民 ② 本人が住民税非課税

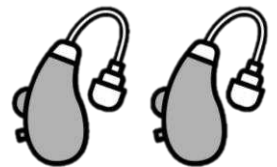
③ 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で医師が、日常生活において補聴器の使用を必要と認めていること。

※身体障害者手帳所持者は障害者総合支援法による給付を優先してください。

～助成金額～

補聴器の購入金額の2分の1以内

片耳につき上限3万円以内（両耳で最大6万円）



～手続きの方法～

① 本人の所得状況の確認（住民税非課税であること。）

※わからない方は課税課市民税担当（市役所3階7番窓口：626-2149）で確認。

② 申請書を用意 「焼津市高齢者保健福祉用具給付申請書」

ホームページまたは地域包括ケア推進課（市役所3階6番窓口）で配布しています。

③ 病院・診療所の受診

補聴器の利用が必要か相談して補聴器が必要な場合、申請書中の「医師の証明」欄の記入を依頼してください。

④ 補聴器販売店で購入する補聴器の相談

申請書に添付する見積書の作成を依頼してください。

※注意 実際に購入するのは、申請後に助成が決定してからにしてください。

⑤ 申請書の提出 ⇒ ⑥ 助成の決定

～申請・問合せ先～

地域包括ケア推進課 高齢者福祉担当 住所 焼津市本町2-16-32
市役所本庁舎3階6番窓口

電話(054)626-1117/FAX(054)621-0034